

1 乗用車（令和6年1月1日から令和7年3月31日まで）

区分				税率	
				自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス基準適合（3.5 t以下の自動車）又は平成21年排出ガス基準10%低減）				非課税	
ガソリン自動車及びLPG自動車（ハイブリッド車を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準50%低減達成または 平成17年排出ガス基準75%低減達成 	かつ	令和12年燃費基準85%達成かつ令和2年燃費基準達成	非課税	
			令和12年燃費基準80%達成かつ令和2年燃費基準達成	1%	非課税
			令和12年燃費基準70%達成かつ令和2年燃費基準達成	2%	0.5%
			令和12年燃費基準60%達成かつ令和2年燃費基準達成	3%	1%
	上記以外			3%	2%
ディーゼル自動車（ハイブリッド車を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年排出ガス基準適合または 平成21年排出ガス基準適合 	かつ	令和12年燃費基準85%達成かつ令和2年燃費基準達成	非課税	
			令和12年燃費基準80%達成かつ令和2年燃費基準達成	1%	非課税
			令和12年燃費基準70%達成かつ令和2年燃費基準達成	2%	0.5%
			令和12年燃費基準60%達成かつ令和2年燃費基準達成	3%	1%
	上記以外			3%	2%

（注1） 令和12年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準80%達成」は「H22年度燃費基準+73%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「H22年度燃費基準+51%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に読み替えます。

（注2） 令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準80%達成」は「R2年度燃費基準116%達成」に、「R12年度燃費基準70%達成」は「R2年度燃費基準102%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えます。